



GRAVOTECH

EXPRESSION OF THINGS



不正腐敗防止コンプライアンス憲章

グラボテック社取引業者

グラボテックグループは、種々の治外法、特に 2016 年 12 月 9 日付けの「サパン II 法」¹として知られるフランスの法律、米国の「米国海外腐敗行為防止法」²及び英国の「贈収賄禁止法」³の規定の適用を受けます。

これに関連して、グラボテックグループは、すべての従業員と役員に適用される不正腐敗防止コンプライアンスプログラムを実施しているため、そのプログラムに定められた原則を社内でも適用することを約束します。

ただし、グラボテック社は、その各供給業者、サービスプロバイダー、販売店、販売代理店、及び取引業者（以下、「提携先企業」といいます）において、誠実性と企業倫理の観点からこれらの要件を満たすために、これらのコンプライアンス原則を遵守されるか、又は少なくとも同等の原則を適用されることも期待しています。

グラボテック社は、この不正腐敗防止コンプライアンス憲章（以下「本憲章」といいます）を通じて、不正腐敗防止コンプライアンスプログラムの原則を表明します。

もちろん、提携先企業は、その設立国の法律を遵守し、業務を遂行する必要があります。国内法が本憲章に含まれる規則よりも厳しい規則を定めている場合は、国内法が優先し、施行されなければなりません。本憲章が国内法よりも厳しい原則を定めている場合には、本憲章の規定が優先するものとします。

私たちは、すべての利害関係者の倫理的で責任あるアプローチが極めて重要であり、相互に有益であると確信しています。

1 - 汚職及び斡旋収賄の禁止

当グループは、そのコンプライアンスプログラムの一環として、以下の慣行の範囲内にある行動を固く禁じており、その提携先企業に対しこの点に関する強い取り組みを求めています。

1.1. 汚職

汚職とは、一定の行為を促進し、実行し若しくは実行を差し控えることの見返りとして、又は特別の便益若しくは利益を得るために、直接・間接を問わず、不当な利益（金銭その他）を、第三者に約束し、供与し、若しくは提供する行為、又は第三者に要求し若しくは第三者から受領する行為をいいます。

このように、汚職は、

- ・ 不当な利益の供与を約束し、これを供与し、若しくは提供すること（能動的汚職）、又は不当な利益を要求し若しくは受領する（受動的汚職）ことから成ります。
- ・ 直接・間接を問いません： 汚職行為は、企業によって直接行われることもあれば、仲介者を介して行われること（すなわち、グラボテックグループのために現地で活動する提携先企業により行われる汚職行為）もあります。
- ・ 不当な利益の例： 金銭、ギフトカード及び同等物、割引及び補償、贈答、食事及び接待、事業又は業務の機会、機密情報の開示、就職口、実務研修（有給・無給を問わない）など。
- ・ 効果の有無を問いません： 汚職の未遂は、汚職の効果を生じた/目的を達成した場合と同様に処罰されます。

→ 提携先企業は、かかる汚職行為に関与しないことを約束しなければなりません。⁴

1.2. 利益供与金の支払い

¹ サパン II 法： <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000033558528&categorieLien=id>

² 米国海外腐敗行為防止法： <https://www.sec.gov/spotlight/fcpa/fcpa-resource-guide.pdf>

³ 英国贈収賄禁止法： <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/23/contents>

利益供与金の支払いとは、通常の法的手段を通じて取得されるべき行政手続の達成を得るための対価として、直接又は間接的に、公務員に対し不当な謝礼を支払う行為をいう。

これらは、一般的に下級公務員に対して、日常的な行政手続の達成を得又は促進するために行われる少額の現金の非公式な支払いです。

→ 提携先企業は、利益供与金の支払いを行わないことを約束しなければなりません。

1.3. 斡旋収賄

斡旋収賄とは、いずれかの人（受益者）が、以下のいずれかの目的を達成するため第三者（対象者）に対し自己の実際の又は予想される影響力を行使するため、直接又は間接的に、私人又は公務員（仲介者）に対し申し出、約束、贈答又は寄付を提案する行為をいいます。

- 自己（受益者）が公的機関若しくは行政機関から賞、業務、契約若しくはその他の有益な決定を得られるようにする目的、又は
- 公的機関若しくは行政機関をして、その職務、責務若しくは権限を遂行させ若しくは遂行するのを差し控えさせる目的。

申し出、約束、贈答又は寄付を要請し又は受け入れる行為もまた、受動的な斡旋収賄として非難されるものとします。

→ 提携先企業は、斡旋収賄の状況に特徴的なこのような行為を行わないことを約束しなければなりません。

2- 提携先企業によるコンプライアンスの誓約

提携先企業は、そのグラボテック社との商業的関係のため、企業倫理を遵守して業務を行うことを確約するものとします。

- » 提携先企業は、その設立国における腐敗の防止及び撲滅のために適用される基準や規制を厳守してその活動を行わなければなりません。本憲章の規定がより厳格である場合又は補完的なものである場合には、当該規定をも遵守しなければなりません。
- » 提携先企業は、グラボテック社に直接又は間接的に関係するそのすべての関連会社、役員、従業員、代表者、下請業者及び代理人（以下「代表者等」といいます）が、本憲章に定める規則を遵守するよう配慮しなければなりません。
- » 提携先企業は、いかなる状況においても、かつ理由のいかんを問わず、代表者による「[第 1 項 汚職及び斡旋収賄の禁止](#)」に記載した行為を、直接・間接を問わず、明示的又は暗黙的に承認し、又は支持してはなりません。
- » 提携先企業は、本憲章に定める原則を普及させるために必要な措置を講じ、必要に応じて、その代表者等がこれを遵守しているか否かを監視しなければなりません。提携先企業は、自らの供給業者その他の提携先の商習慣に関する知識を自ら習得するためその最善の努力を払うものとし、また、必要に応じて、少なくとも本憲章に定められている原則と同等の原則を遵守するよう当該供給業者その他の提携先に要求するものとします。
- » 提携先企業は、そのグラボテック社との直接的な結びつきに鑑み、代表者等が本憲章を遵守することについて、引き続きグラボテック社に対し責任を負います。

グラボテック社は、随時改正されることのある本憲章の規定が、（契約又は確立された商業関係による）グラボテック社と提携先企業との関係において不可欠かつ極めて重要なものであると考えています。従って、提携先企業は、それを遵守することが不可欠であることを認識しています。

提携先企業において、自社が本憲章の一定の規定を遵守できないと判断した場合、又は自社（その代表者等を含みます）が本憲章のいずれかの規定に違反した若しくは違反した可能性があるとして判断した場合、当該提携先企業は、両当事者において是正措置の実施が可能であるか否かを判断できるようにするため、直ちに、グラボテック社に対し通知する必要があります。この場合、提携先企業は、遅滞なく欠点を是正し、適切な是正措置を講じることを約束します。

グラボテック社は、提携先企業が本憲章を遵守しているか否かを確認するために、提携先企業の検査及び/又は監査を実施する権利を有します。

提携先企業又はその代表者等による、本憲章に定められた約束に対する重大な違反、繰り返しの違反、又は故意による違反は、いかなる場合においても、提携先企業によるその契約上の義務の違反を構成するものとし、過失を理由とする現在の契約又は取引関係の即時解除を免れません。

3 - 提携先企業が警告を発する権利

提携先企業（その従業員又は役員を含みます）は、自己が個人的に知覚した事実であって、そのグラボテック社との既存の取引関係に関連しかつ本憲章の規定の違反又は侵害を構成するものを、グラボテック社に対し通報することができます。

内部通報手続の利用は強制ではありません。当該通報は、フランスの法律、及び一般データ保護規則として知られる [規則 n° 2016/679](#) に基づき適用される、守秘義務及び個人情報保護規定を厳守して処理されます。

提携先企業の従業員は、これを compliance@gravotech.com 宛てに電子メールで送信することによって、警告を発することができます。

提携先企業は、上記のグラボテック社のコンプライアンス原則を支持及び共有し、かつそれらを遵守し、実行することをここに確認します。

| | |
|------------|---------|
| 提携先企業の会社名： | 氏名及び役職： |
| 日付： | |
| 署名： | |

グラボテックグループ

466 rue des Mercières
69140 Rillieux-la-Pape
フランス

電話：+33(0)4.78.55.85.50



GRAVOTECH
EXPRESSION OF THINGS

V2 - 2022年 10月 - 法務 - コンプライアンス部。

本文書に記載されている情報、写真及びイラストは契約上のものではなく、予告なく変更されることがあります。

©Gravotech Marking - 466 rue des Mercières - Z.I.Périca - 69140 Rillieux-la-Pape - フランス

SAS（株式資本金 11 531 016 ユーロ） - SIREN .334 818 515 RCS Lyon.